

非典型財産の相続実務

— 金融商品、デジタル財産、知的財産、地位・権利、特殊な不動産・動産等 —

共編 中村規代実（弁護士）
井崎 淳二（弁護士）
横山 宗祐（弁護士）

相続問題に効く**100**の処方箋

デジタル財産などの非典型財産を相続した場合の
相続財産の調査・評価・手続のポイントを詳解

この1冊で「**非典型財産**」の相続についての解決方法がわかる！

新日本法規

【6】 投資型クラウドファンディング

クラウドファンディングとは、起案されたプロジェクトを実現させるために資金を必要としている者（以下「資金需要者」といいます。）がインターネットを通じて資金の提供をする支援者（以下「支援者」といいます。）を広く募り、多数の支援者から少額の資金提供を受ける仕組みです。

クラウドファンディングは、資金提供をする支援者に謝礼として何を交付するかにより、購入型、投資型、寄付型等に区分されます。いずれの類型であっても、通常は資金需要者と支援者の間にクラウドファンディング事業者が入り、仲介をします。このうち投資型は、クラウドファンディング事業者が支援者から小口の融資を集め、大口化した資金を事業者に融通する仕組みです。投資型は謝礼として何を受け取るかにより更に区分され、資金需要者である会社の株式を受け取る株式投資型、資金需要者への資金融通はクラウドファンディング事業者が行い、支援者はクラウドファンディング事業者を営業者とする匿名組合契約の出資持分を受け取るファンド型等に分けられます。

投資型クラウドファンディングの資金需要者及び支援者に相続が発生した場合のポイントは、次のとおりです。

POINT

1 株式投資型の場合

株式投資型の場合、資金需要者は株式会社のため、相続が発生することはありません。

一方、支援者が亡くなった場合には、支援者が有する株式が相続の対象となります。非株券発行会社（振替制度利用会社を除きます。以

下同じ)の場合、相続が発生すると株式は相続人に当然に移転しますが(民896)、株式会社その他の第三者に対し、相続による譲渡を対抗するためには、会社に請求して(会社133①)、株主名簿の名義書換えをしなければなりません(会社130①)。譲渡制限株式であっても、相続の場合には会社に対する名義書換えの請求は可能です(会社134四)。株券発行会社の株式についても相続の場合には株券の交付なく移転の効力が生じますので、残りの手続は上述の非株券発行会社の場合と同様となります。

株式投資型の場合、株主は株式の引受価額を超えて債権者に対し責任を負うことはありませんので、支援者の相続人が予想外の相続債務を負うことはありません。もっとも、上場されていない株式会社の場合には株式に譲渡制限が付されていることが多く、株式の取引相場がないので、支援者の相続人が相続により承継した株式を第三者に売却し換金することは困難です。

2 ファンド型の場合

ファンド型の場合、匿名組合契約の営業者はクラウドファンディング業者ですので、自然人である資金需要者が亡くなったとしても、匿名組合契約にはその影響は及びません。資金需要者の相続人は、資金需要者がクラウドファンディング業者から資金融通を受けたことに伴い発生した権利義務を承継します。そのため、資金需要者の相続人は多額の相続債務を承継する可能性がありますので、被相続人の相続財産を調査の上、自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に、単純承認、限定承認又は相続放棄のいずれをするかについて検討する必要があります(民915)。

一方、出資者である自然人の支援者が亡くなったとしても、営業者が亡くなった場合と異なり(商541二)、匿名組合契約は当然に終了しま

せん。亡くなった支援者の有する匿名組合契約の出資持分は支援者の相続人に承継されます。もっとも、匿名組合契約では権利義務の譲渡禁止特約が付されていることが多く（なお、譲渡禁止特約は相続等の一般承継にはその効力は及びません。）、匿名組合員の出資持分は上場株式のように一般には流通していませんので、支援者の相続人が相続により承継した匿名組合員の出資持分を第三者に売却し換金することは困難です。一方、匿名組合員は営業者の債権者に対し権利義務を直接負うことはありませんので、支援者の相続人が出資持分を超えて金銭債務を負うことはありません。

memo

○相続人が数人ある場合

相続人が数人あるとき、株式は当然に分割されることなく、共同相続人によって準共有されます。匿名組合の出資持分についても、株式同様、匿名組合員の地位が準共有されると考えるのが適切かと思われます。匿名組合員の権利は多岐に及ぶので、当然分割される金銭債権と同じ性質だと評価できないからです。

【17】 オンラインサロン運営権

タレントなどのインフルエンサーだけでなく、多くの顧客を有する個人事業主などがコミュニティSNSサイト（Facebookなど）を利用して、オンラインを利用した会員制のコミュニティ（オンラインサロン）を主催する仕組みがあります。

オンラインサロンには、多くの会員が存在し、会員費として月額の入収入が発生する仕組みとなっています。また、オンラインサロン運営に際し、オンラインサロンプラットフォームや決済代行サービスの利用など様々な契約関係が生じていることも多いです。

そこで、主催者に相続が発生した場合、オンラインサロン運営を継続するかどうか、またそれに関連して各種の契約関係の承継ないし整理をどのように行っていくかを検討する必要があります。

POINT

1 オンラインサロンの規約及び関連契約の確認

被相続人が立ち上げたオンラインサロンがオンラインサロンプラットフォームを利用している場合において、オンラインサロン運営をそのまま承継するためには当該プラットフォームのアカウントを承継する必要があります。

また、被相続人がオンラインサロンの立ち上げを行った際に、当該サロンの規約などを定めていることが一般的です。仮に、被相続人が特定のオンラインサロンプラットフォームを利用している場合には、当該プラットフォーム会社が提供している標準規約をそのまま利用していることもあるので、プラットフォームアカウントを確認する際に、併せて規約の有無、内容を確認してみてください。

被相続人が決済代行サービスを利用してオンラインサロンを運営しており、プラットフォーム会社は利用していないというケースもあります。このような場合には、決済代行サービスとの間の契約内容を確認する必要があります。

さらには、オンラインサロンの開催場所として、FacebookグループなどのコミュニティSNSサイトのサービスを利用している場合もあります。その場合には、当該コミュニティSNSサイトのアカウントを承継する必要も出てきます（詳細は【15】参照）。

2 オンラインサロンメンバーへの告知など

オンラインサロンには、多くの会員が存在しています。もちろん、当該サロンのコンテンツに魅力を感じてサロンに入会している会員も存在していますが、主催者との関係性を重視して入会している会員も存在しています。そこで、相続発生後速やかにオンラインサロンのメンバーに相続の事実を告げ、サロン継続の意思確認を行うことが好ましいといえます。

その上で、サロン継続の意思がみられる会員数と、オンラインサロン運営を継続するのに必要なタスク・運営コストを試算し、オンラインサロン運営を承継するかどうかを検討するのも一つかと思えます。

一方で、被相続人の相続を機に、オンラインサロンを退会する会員との関係においては、会費の精算が必要かどうかを、検討する必要があります。上記1にて確認したオンラインサロンの規約などに、会費や退会手続についての定めがなされていることが多いです。規約に従えば、どのような手続を行えば退会が可能か、退会の際に会費の精算が生じるのかなど、規約にどのような定めがあるかを事前に確認しておく必要があります。

また、オンラインサロンを閉めて清算を行う場合には、オンライン

サロンプラットフォームや決済代行サービスなどを利用している場合にはその解約手続を、会員との関係解消において、会費の精算等が必要となるかについては、会費が当月末日の翌月払いかどうか、サロン閉鎖時においても会費の精算を要するかなどについても、規約にどのような定めがあるかを事前に確認しておく必要があります。

memo

○規 約

オンラインサロン運営者とオンラインサロンメンバーとの関係を規律するものはオンラインサロンの規約となります。オンラインサロンの運営を継続する場合であっても、活動を停止する場合であっても、運営者たる地位を相続する者は、オンラインサロンの規約を十分理解の上、会員との関係を構築してください。なお、オンラインサロンの規約については、オンラインサロンプラットフォーム会社と契約している場合には、当該プラットフォーム会社の標準規約を採用しているケースが多いです。そこで、契約しているプラットフォーム会社に規約の提供等を求め、どのような規約に基づき運営されているかをご確認ください。

また、オンラインサロン運営を継続し、サロン運営により売上等が発生する場合には、税務申告等も必要となりますので、併せてご留意ください。

【36】 特許権

特許権は、「発明」の権利を保護するものであり、スマートフォンで使われているリチウム電池の発明等が例として挙げられます。

特許権は、設定登録を行っている間は特許料が発生する一方で（特許107以下）、特許権者が第三者に当該特許権の利用許諾（実施権の設定）（特許77以下）をして対価を収受している場合があります。そのため、特許権の相続に当たっては、権利を維持する場合の費用のほか、第三者への利用許諾の有無を含む当該特許権に係る権利関係を整理してそれぞれについて必要な対応を行うこととなります。

なお、相続時点において、既に特許権の存続期間が満了して特許権自体が消滅している場合もあるため、存続期間についても慎重に確認が必要です。

POINT

1 特許権の相続

特許権は、「発明」（＝自然法則を利用した技術的思想のうち高度のもの）（特許2①）のうち、新規性、進歩性を有しているものについて、所定の開示要件を満たした出願を特許庁に行うことで成立する権利で（特許29・36）、特許権者は業として特許発明の実施をする権利を専有します（特許68）。特許権の成立には、特許庁への出願による設定登録が必要となりますが（特許66①）、設定登録前であっても、上記の発明を行った者には、譲渡可能な、特許を受ける権利（出願権）が発生します（特許33参照）。特許を受ける権利の内容は、文字どおり、当該発明に関し出願によって特許権を取得することができる地位のほか、第三者

に仮専用実施権や仮通常実施権を与えることが含まれます（特許34の2・34の3）。

相続人は、特段の手続を行わずとも、相続の発生をもって、被相続人の特許権及びそれに関連する権利（特許35④等）を承継することができます（特許98①一括弧書参照）。ただし、相続人は、特許権を相続により承継した旨を、遅滞なく特許庁長官に届け出る義務が定められています（特許98②）。この届出は、特許庁に対し、所定の移転登録申請書を提出して行います（特許登則10③）。

これらの特許庁への移転登録手続と並行して、特許権者が第三者に実施権を与えていた場合や、職務発明として法人から相当の対価の支払を受けていた場合には、これらの契約関係を確認した上で、権利関係を明確に整理しておくことも必要となるでしょう。

2 特許権の存続期間

特許権は、原則として、特許出願の日から20年をもって消滅します（特許67①）（一定の場合には存続期間の延長請求が可能（特許67②以下））。そのため、相続時点において、既に特許権が消滅している場合もあるため、存続期間についても慎重に確認が必要です。

なお、特許権を有していた者に対しては、特許権の存続期間が満了した場合において、当該特許権に抵触する商標権が存在する場合は、その特許権の範囲において、商標を使用する権利を有するなどの保護が与えられており（商標33の2）、相続人は、このような権利も承継することができます。

3 特許を受ける権利の相続

特許を受ける権利の移転は、特許出願前と特許出願後において扱い

【90】 キャンピングカー

新型コロナウイルス感染症の流行以降、人混みを避けて楽しめるレジャーとしてキャンプを楽しむ人が増えています。個人で所有するケースも増加していますが、キャンピングカーを利用している個人が亡くなり相続が発生した場合、必ずしも被相続人がその所有者とは限らないため、相続の対象となるかどうか、まずは当該キャンピングカーの契約関係を確認する必要があります。

POINT

1 契約関係の確認

キャンピングカーは購入すると高額になることからリース契約の目的とされ又は所有権留保が付されている場合があるため、まずは、被相続人が利用していたキャンピングカーが相続の対象となるかどうか、すなわち当該キャンピングカーの所有者が被相続人であるか、契約書や車検証で契約関係を確認する必要があります。

2 キャンピングカーを相続する場合

(1) キャンピングカーがリース契約の目的とされていない場合や所有権留保が付されていない場合

この場合は、所有者は被相続人であり相続の対象となります。相続による所有権の取得の対抗要件として、運輸支局において登録名義変更手続を行う必要があります。登録名義変更手続について各運輸支局のホームページに必要書類の一覧と共に記載されていますので確認しましょう。

また、当該キャンピングカーが道路運送車両法に定める「特種用途

自動車」に該当する場合（ナンバープレートの分類番号が8で始まるので外観上分かります。）、車両の構造要件を維持する義務が生じることに留意する必要があります（詳しくは後記memo参照）。

（2） キャンピングカーがリース契約の目的とされている場合や所有権留保が付されている場合

この場合は、当然には相続の対象にはなりません。このような被相続人の利用していたキャンピングカーを相続人が承継しようとする場合、債権者から所有権移転の条件として当該キャンピングカーの債務の承継を求められるのが通常ですので、債権者との協議（同意含む）が必要になります。

3 キャンピングカーを処分する場合

キャンピングカーがリース契約の目的とされていない場合や所有権留保が付されていない場合、相続人（ら）は、譲渡も廃車も自由に行えます。廃車する場合の手続について、各運輸支局のホームページに必要書類の一覧と共に記載されているので確認しましょう。

memo

○道路運送車両法上の特種用途自動車に該当するキャンピングカーの構造要件維持義務

当該キャンピングカーを特種用途自動車として維持するためには、車両の構造要件を維持する義務が生じます（「自動車の用途等の区分について（依命通達）」の細部取扱いについて（平13・4・6国自技50））。構造要件とは、例えば、各種要件を満たす就寝設備を車室内に有していること、水道設備及び炊事設備を有すること等です。これら車内の構造を変更したい場合は、運輸支局に「構造変更申請」をした上で車検上の保安基準を満たさなければなりませんので、注意が必要です。



新日本法規